

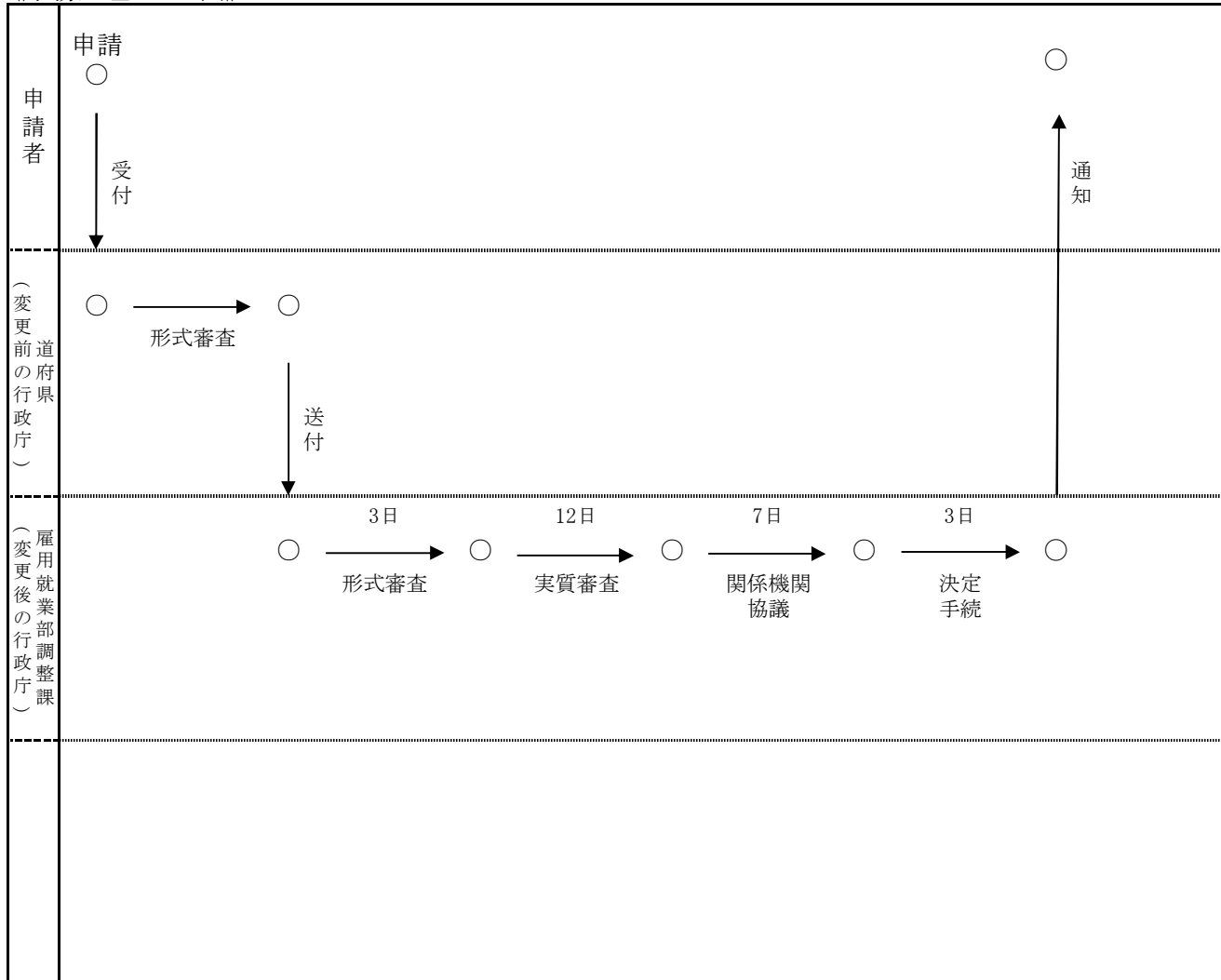
事務処理フロー図

事務名	特定労働者協同組合の変更認定
根拠法令	労働者協同組合法第94条の9第1項

作成部署 産業労働局雇用就業部調整課組合管理担当 電話:03-5320-6215

標準処理期間計 25日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	変更前の行政庁(道府県)において提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	変更前の行政庁から変更後の行政庁へ申請書及び添付書類を送付します。
3	形式審査	変更前の行政庁から送付された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを再度、審査します。
4	実質審査	申請書の内容について法令の要件を満たしているかどうかを審査します。
5	関係機関協議	要件を満たしているか関係機関と協議します。
6	決定手続	認定又は不認定を決定します。
7	通知	申請者に認定又は不認定を通知します。

※変更前の行政庁を経由する期間は、標準処理期間に含まれていません。